別表第四号（第十一条第二項関係）

区分		受験者が現に有する資格	
		工事担任者資格	無線従事者資格
受験する試験の種別	伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	○	
	線路主任技術者資格者証に係るもの		○
免除する試験科目	電気通信システム	○	○
	伝送交換設備及び設備管理	○	○
	線路設備及び設備管理		
	法規		

区分		受験者が現に有する資格	
		工事担任者資格	無線従事者資格
受験する試験の種別	伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	○	
	線路主任技術者資格者証に係るもの		○
免除する試験科目	電気通信システム	○	○
	専門的能力	○	○
	伝送交換設備及び設備管理		
	線路設備及び設備管理		
	法規		

注１　電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和二年総務省令第八十五号）附則第三条第十八項の規定により、なおその効力を有するものとされるＡＩ第二種及びＤＤ第二種並びに工事担任者規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第七十八号）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。

注１　工事担任者規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第七十八号）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。

［２　略］

［２　同上］

別表第五号（第十二条第一項関係）

区分		受験者の経歴	免除する試験科目				
受験者が現に交付を受けている資格者証の種類	受験する試験の種別		電気通信システム	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理	法規	
伝送交換主任技術者資格者証	線路主任技術者資格者証に係るもの	線路設備に四年以上（指導監督的実務経験一年以上を含む。）	◎	○		◎	

別表第五号（第十二条第一項関係）

区分		受験者の経歴	免除する試験科目				
受験者が現に交付を受けている資格者証の種類	受験する試験の種別		電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理	法規
伝送交換主任技術者資格者証	線路主任技術者資格者証に係るもの	線路設備に二年以上	◎	○			◎
		線路設備に四年以上（指導監督的実務経験一年以上を含む。）	◎	○			◎